

1. 事故発生日時 令和7年8月7日(木) 10時40分頃
2. 事故発生場所 海南市九品寺地内
3. 工事内容 工事名: 道路改良工事
工 期: 令和6年11月2日～令和7年10月22日
4. 受注者 県内建設業者
5. 災害分類 労働災害(工事関係者1名負傷)

6. 事故発生状況

盛土法面上部にいた被災者は、縦排水U字溝の出来形確認及び写真撮影を行うため、盛土法面下部のボックスカルバート天端部に移動する必要があるとあった。

被災者は、移動する際に盛土部から市道、駐車場を通りボックスカルバート天端へ向かう安全な通路を使用せず、近道をしようと盛土法面(盛土勾配 1:1.5)を降りる途中で足を滑らせ、ボックスカルバート天端部から約 2.6m 下の水路に墜落し両踵骨骨折及び第3腰椎破裂骨折(全治約6ヶ月)した。(添付資料①参照)

7. 事故原因

主任技術者は被災者に安全な通路を使用するよう周知していたが、被災者は移動手間を省くために盛土法面から降りたことが原因と考えられる。

なお、ボックスカルバート天端部に墜落を防止するための柵を設置していれば、被害の重篤化を防げた可能性がある。

8. 所管の警察署及び労働基準監督署等の意見

- ・海南警察署は事件性がないと判断した。
- ・和歌山労働基準監督署は被災者が個人事業者であることから指導票等を交付する必要のない事故と判断した。

9. 本件における改善対策

- ・工事関係者に近道をさせないよう盛土法肩部にバリケードや柵を設置するとともに立入禁止の明示を行った。(添付資料②参照)
- ・ボックスカルバート天端部に墜落を防止するための柵を設置した。(添付資料②参照)
- ・工事関係者全員に対し本件の事故原因や再発防止策について安全教育を実施した。

10. 類似の工事における再発防止の観点からの周知事項

○安全な通路を確保した上で、工事関係者が移動手間を省くために墜落・転落のおそれのある箇所を直行しないようバリケードや柵等で立入りを禁止すること。

○工事関係者に安全な通路を使用するよう安全教育を実施すること。